

令和8年2月20日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

議員名 笹田 卓

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間

令和8年2月6日(金)～9日(月) ※村木は、8日の分科会から合流

2. 調査研修目的

本視察は、市長所信表明の「こどもにやさしい環境をつくる」と「デジタルで暮らしと経済を前進」の二つの柱に関する調査研究を目的とする。

「シンポジウム」では、子どもの権利条約に基づき、子どもの意見を施策に反映させる手法や「こどもにやさしいまち」づくりを調査する。※会派7名が全分科会に分散参加する。

「株式会社ぐるなび」への視察では、大手民間企業における先進的なデジタル技術の考え方や活用事例をヒアリングし、急激な人口減少下での医療、福祉、教育、産業など、市政全般あらゆる分野の課題解決策を調査研究しDX推進の知見を得る。

3. 研 修 先

- (1) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町
三芳町文化会館コピスみよし 埼玉県三芳町藤久保 1100-1
- (2) 株式会社ぐるなび 東京都千代田区有楽町 1-1-2

4. 調査経費 56,174 円

(経費内訳)

飛行機代	9,250 円
新幹線代	18,380 円
高速代	1,530 円
宿泊代	21,900 円
タクシー代	2,529 円
電車代	2,585 円

5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



【調査研究活動の概要】

1. 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町 [全体会]

- (1) 日時：2025年2月7日（土）～8日（日）
- (2) 会場：埼玉県三芳町（町役場、文化会館、総合体育館）
- (3) 全体テーマ：「地方自治から広げる子どもの権利
— 子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり —」
- (4) 主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町実行委員会/三芳町
- (5) 趣旨：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO等関係者と専門家等が連携・協力をしながら
 - ① 子ども施策（子ども関係の法・制度及び政策・事業を含む）についての情報交換及び経験交流を行うこと、
 - ② 自治体職員や専門家等の子ども施策に関する研修の機会を提供すること
 - ③ 日本における「子どもにやさしいまち・コミュニティ」を推進し、ネットワークを構築すること
- (6) 基調講演 「地方自治から広げる子どもの権利」
講師：野村武司氏（東京経済大学）
 - ① こども基本法とはなにか（子どもの権利条例の精神にのっとり、こども施策を推進する法律）
 - ・「子どもの最善の利益」を第一に考える社会の実現
 - ・子どもを保護の対象にとどめず、権利の主体として位置付ける
 - ・子どもの意見表明・参加の保障を明確化
 - ② 子ども施策と地方自治（子ども施策の総合的推進にとっては自治体は重要である）
 - ・子ども施策は国の制度だけでなく、市町村が具体的に実行する主体
 - ・条例制定や子ども計画の策定を通じた実効性の確保が重要
 - ・子どもの声を政策形成に反映する仕組みづくりが不可欠
 - ③ 地方自治から広げる子どもの権利
 - ・基本理念を理解するために、子どもの権利についての共通認識を全ての人々が共有できるよう取り組むことが必要
 - ・子どもが自身の権利を認識できるように子どもの権利の普及啓発・促進を図ることが必要
 - ・子どもの意見を反映するための子ども参加の仕組みを整えることが不可欠
- (7) 開催自治体報告 子どもにやさしいまちづくりの取組
三芳町長 林 伊佐雄
 - ① こどもの権利条例の制定推進

- ・「大人が子どもに約束する条例」という位置付け
- ・住民参加型の検討委員会設置
- ・子どもへのアンケート・意見聴取の実施
- ② 子ども参加の仕組み
 - ・子どもまちづくり会議の開催
 - ・子ども提案事業への補助金制度（防災キャンプ等）
 - ・ユニセフ日本型 CFCI（子どもにやさしいまちづくり事業）への挑戦
- ③ こども家庭センター設置
 - ・妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援
 - ・相談・支援体制の強化
- ④ 国際交流・平和学習
 - ・オーストラリア・マレーシア派遣事業
 - ・戦後 80 年平和記念式典派遣
 - 子どもの視野拡大と主体的成長を支援

(8) 子ども参加の活動報告

三芳町の中学生の以下の活動報告があった。

- ・マレーシア中学生海外派遣事業
- ・オーストラリア親善大使海外派遣事業
- ・戦後 80 年三芳町中学生平和記念式典派遣事業
- ・子どもまちづくり事業補助金（防災キャンプ）

(9) 自治体報告

- こどもも地域も幸せに！—和光市のこどもの権利を保障するまちづくりを目指して

平川 京子（埼玉県和光市子どもあんしん部 部長）

- 杉並区子どもの権利に関する条例に基づく子ども施策の推進

松下美穂子（東京都杉並区子ども家庭部子ども政策担当 課長）

- 子どもの権利が尊重されるまちをめざして

勝又 隆二（東京都武蔵野市子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当 部長）

- それぞれの自治体の共通点は、

- ① 条例を「理念」で終わらせない
- ② 子どもの声を聴く仕組みを制度化する
- ③ 計画→実施→評価→改善の循環を作る

それぞれの実践の特色と学ぶべき点

（和光市）・条例制定前の“土台づくり”の丁寧さ

- ・子どもの声を「集める」だけでなく「反映し、返す」仕組み
- ・若者部会など、継続的参加の仕組み化
- ・庁内横断的体制づくり
- ・子どもに伝わる工夫（ビジュアル・やさしい表現）

(杉並区) ・条例を基盤とした継続的政策運営

- ・権利侵害に対する救済制度の明確化
- ・「意見表明」だけでなく「権利擁護」まで踏み込んでいる点
- ・条例改定も視野に入れた柔軟性

(武蔵野市) ・子どもの参加は「最初から」が重要→形だけの意見聴取ではなく、構想段階から関わらせている

・参加と救済の両立がなされ、意見表明の機会だけでなく、権利侵害への対応機関も整備

・条例は作ることより“伝わること”が重要であり、周知を徹底している

(10) パネルディスカッション

三芳町の各事業に参加した子どもたち自身の声を聴くことができた。共通に心からの「このような経験をさせてもらったことに感謝」を述べている姿が印象的であった。学校や家庭で、大人主導で組まれた行事に参加した場合、このような「感謝」が湧いてくるであろうか。子どもの権利を保障する大人に支えられ、自分の意志で自分で選び取った行動により、湧いてくる感情であったと感じ、本質から子どもの権利を保障するということは、主体的に生きる人格を育てる礎になることが確認でき、貴重なパネルディスカッションであった。

[分科会]

分科会	テーマ	参加者
分科会①	子どもの相談・救済	花田香
分科会②	子どもの虐待防止	岡山令子
分科会③	子どもの居場所	今田実延・村木勝也
分科会④	子ども参加	西田一平
分科会⑤	子ども計画	沖田真治
分科会⑥	子ども条例	笹田卓

分科会⑥子ども条例

基調報告では、子どもの権利条例は理念にとどまらず、「子どもの最善の利益」「意見表明・参加」「差別の禁止」といった権利原則を、行政運営や政策決定の過程に組み込むことの重要性が示された。

自治体報告では、条例制定にあたり、子どもの意見を反映する取組、制定後の運用・検証を重視する姿勢、庁内横断的な体制づくりの重要性が紹介された。また、市民の立場からは、条例が形式的なものにとどまらず、実効性を継続的に確認していく必要性が指摘された。



(11) シンポジウムの所感

今回、三芳町で開催された全国シンポジウムに参加し、子どもを「保護の対象」ではなく「権利の主体」として位置付ける自治の在り方を学んだ。

特に、条例を理念にとどめず、参加・救済・評価まで制度化している点に強い実効性を感じた。

和光市、杉並区、武蔵野市に共通していたのは、「子どもの声を聴く」だけでなく「政策に反映し、結果を返す」仕組みを持っていることである。

子ども参加を単発事業にせず、計画→実行→評価→改善の循環に組み込んでいる点は大きな示唆であった。

また、権利侵害に対する救済制度まで整備していることは、条例の本気度を示している。

パネルディスカッションでの中学生の発言からは、自ら選択し挑戦した経験が主体性と感謝の気持ちを育てていることが伝わった。

子どもの参加は単なる意見聴取ではなく、人格形成の基盤であると再認識した。地方自治体こそが子どもの権利を具体化できる最前線である。

今後本市で条例制定を目指すにあたり、理念先行ではなく実効性を担保する制度設計が不可欠である。

参加の質と継続性をどう担保するかが今後の課題である。

「子ども中心の社会」の実現は、まち全体の Well-being 向上に直結する。

本研修は、自治体の覚悟と本気度が問われるテーマであることを強く認識する機会となった。

分科会の所管

本分科会の視察を通じ、子どもの権利条例は、単なる理念の明示ではなく、施策の立案から実施、評価に至るまで、行政運営全体に関わる重要な枠組みであると感じた。

本市においても、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの意見を適切に反映させる仕組みづくりと、条例の実効性を確保する運用体制について、今後の施策・条例政策の検討に活かしていきたい。

2. 株式会社ぐるなび

(1) 日程及び視察場所

日程：2026年2月9日(月) 10:00～12:00

場所：株式会社ぐるなび本社 東京都千代田区有楽町1-1-2
日比谷三井タワー11F

(2) 出席者

株式会社ぐるなび：西原執行役員、行武執行役員、中川グループ長、谷口グループ長

浜風の郷：沖田会長、笹田副議長、村木事務局長、花田、岡山、西田、今田

(3) 視察内容

①意見交換会

地域振興における観光促進とDXの活用についての提案をいただき、意見交換を行った。浜田市における観光促進と住民への安心と利便性提供の2つのポイントで活用例をお示しいただき議論を深めた。

まずは観光促進についての、情報発信、魅力の集約・利便性、既存情報の充実化の重要性を学び、現在プロジェクト進行中の他自治体の例もあげながら、各項目における活用できるツール及び浜田市向けの活用方法の提案をいただいた。

住民への安心と利便性提供については、東京公式アプリを例に挙げながら、ぐるなびが展開するサービスの活用について提案をいただいた。

観光客への情報発信だけではなく、地元住民向けのイベントの紹介や、その他多数の特典付与などの機能も携えている。

浜田市における活用方法について意見交換を行った。

REDプロジェクトの取り組みについても紹介していただいた。ぐるなび会長が発起人の「RED U-35」3.5歳以下の若手料理人コンペティションが毎年開催され、毎年500名の応募があり、外食業界のトップランナーが務める審査を勝ち抜き、1名が栄冠を受賞することができる。この「RED U-35」で優秀な成績をおさめたシェフをネットワークしたコミュニティ「CLUB RED」は、471名のシェフとネットワークがあり、各店舗の域を越えて料理で社会課題を解決するための機会を提供している。

②オフィス見学

就業スペースの全てがフリースペースとなっており、各自の棚もないため、書類の扱いも必要最低限で無駄な経費を削減している。ポータブル電源の貸し出しもありフリースペースでの就業を可能としている。オンライン会議等

で使用するための防音ブースが各所に設置されており、雑音に対する配慮も行き届いている。在宅勤務が可能で、現在は固定の通勤手当は廃止しており、出社した場合は、移動費としての負担をしているとのこと。



(4) 所感

株式会社ぐるなび本社を訪問し、観光振興と DX 活用の具体的手法について意見交換を行った。

同社は単なる飲食情報企業ではなく、データ活用とプラットフォーム構築によって地域経済を支える企業であると感じた。

観光促進においては、情報の「集約」と「磨き上げ」、そして「届け方」の設計が重要であることを学んだ。

既存情報を整理し、利便性を高めるだけでも地域の魅力発信は大きく前進する。
また、住民向けアプリ活用によるイベント周知や特典付与など、住民サービス向上にも応用可能性がある。

RED プロジェクトや若手料理人ネットワークの取り組みは、食を通じた地域ブランディングの好事例であった。

民間企業はスピード感と実行力において行政と異なる強みを持つ。

その強みをどう連携に活かすかが鍵となる。

オフィス見学では、固定席を持たない働き方や徹底したペーパーレス化など、従来の常識にとらわれない経営姿勢が印象的であった。

コロナ禍以降、働き方の概念は大きく変化している。

行政も前例踏襲ではなく、柔軟な発想と挑戦が求められる。

本視察は、本市のDX推進と観光戦略を再構築する上で有益な示唆を得る機会となった。

以上